

平成29年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 平成29年 2月 6日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午後 0時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一

同職務代理者 日高 芳一

委 員 齋藤 初夫

委 員 塚 本 亨

委 員 天宮 久嘉

委 員 大里 豊子

議場出席委員

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| ・教育次長 | 坂井 保義 | ・学校教育担当部長 | 平沢 安正 |
| ・庶務課長 | 杉立 敏也 | ・学校施設課長 | 青木 克史 |
| ・学校施設整備担当課長 | 長南 幸紀 | ・学務課長 | 鈴木 雄祐 |
| ・指導室長 | 中川 久亨 | ・統括指導主事 | 加藤 憲司 |
| ・統括指導主事 | 塩尻 浩 | ・地域教育課長 | 山崎 淳 |
| ・生涯学習課長 | 小曾根 豊 | ・生涯スポーツ課長 | 倉地 儀雄 |
| ・中央図書館長 | 鈴木 誠 | | |

書 記

- ・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 齋藤 初夫

以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○**教育長** おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、平成29年教育委員会第2回定例会を開催したいと思います。

本日の議事録の署名は私に加え日高委員と齋藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が7件、報告事項等が8件、その他が3件となっております。

それでは、議案第1号「平成29年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** それでは、議案第1号「平成29年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。なおこの提案理由につきましては第5号まで共通ですので、以後は省かせていただきます。

別添の予算案について、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、お配りしている資料の一番最後につけてございます「平成29年度当初予算主要事業概要（教育費）」をごらんください。

それぞれ基本方針ごとに分かれてございますけれども、そちらの中の新規事業ですとか、あるいは拡大事業を中心に説明をさせていただきたいと考えてございます。

まず、基本方針1「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」でございます。

二つ目の項目をごらんください。「かつしかグローバル人材育成事業（ICTによるイノベーション創出事業）」7億3,428万6,000円でございます。社会のグローバル化ですとかデジタル化による技術革新に伴い、「国際競争力」や「経済競争力」のある人材を育成するため、学習者用のICT機器を段階的に導入していきます。平成29年度につきましては、中学校の生徒用タブレット及び小学校の指導者用タブレットを導入するとともに、ICT支援員を配置するなど、学校内のICT環境を整備してまいります。

続きまして、「かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成事業）」でございます。こちらについては中学生の海外派遣等も継続して実施してまいります。1枚おめくりいただきまして2ページをごらんください。

（5）の「地域英語教材の活用」でございます。こちらについては平成28年度に開発いたしました区独自の地域英語教材を活用した授業を29年度から実施してまいります。

続きまして、基本方針2「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して取り

組みます」でございます。

これにつきましては、三つ目の「わくわくチャレンジ広場」をごらんください。1億6,121万1,000円でございます。全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を推進してまいります。平成29年度につきましてはモデル12校において、わくわくチャレンジ広場と学童保育クラブの児童が学校で一緒に過ごすことができるよう、活動場所を共有化し、双方の児童がともに参加できるプログラムを実施してまいります。また「わくわくチャレンジ広場」については、対象学年や実施日時の拡大等を進め、事業の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、基本方針3「子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」でございます。

一つ目の「学校施設の長寿命化計画策定事業」につきましては、993万1,000円でございます。平成30年度を目途に、葛飾区学校施設長寿命化計画を策定し、今後の学校施設の整備方針を定めてまいりたいと考えてございます。

一つ飛ばしまして「校長室の職員室隣接化」でございます。こちらについては1,250万6,000円でございます。校長と副校長を初めとした教職員のきめ細やかな連携をすることで、効果的な学校運営を進める必要がございます。また、被災時に、校長室は学校全体を管理するほかに情報センターの機能を持つこととなります。校長室と職員室が離れることで緊急時に職員との連携が図りにくくなる状態を改善するため、校長室と職員室が隣り合わせになっていない学校について、隣接化を行います。

二つ飛ばしまして、「学校支援総合対策事業（発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実事業）」でございます。これについては、4,657万1,000円でございます。こちらについては2個目の段落でございます。平成29年度は、中学校の特別支援教室の拠点校増設に向けた準備を行うとともに、新中学1年生を対象に、中学校における特別支援教室モデル事業を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室の設置）」でございます。こちら645万5,000円でございます。こちらも2段落目、平成29年度については、にほんごステップアップ教室の設置に向けた準備を行うとともに、東京都公立小・中学校日本語学級設置要綱に基づく日本語学級の東京都への申請及び教室整備を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、二つあけて「通学路防犯カメラ設備整備事業」でございます。こちらについては、3,845万円でございます。地域の安全、子どもの安全に対する取組みを強化するため、小学校の通学路に防犯カメラを設置してまいります。29年度は25校の通学路にそれぞれ5台ずつを設置してきたいと考えてございます。

続きまして、「多子世帯に対する経済的負担軽減策の充実」でございます。こちらについて

は、1億1,727万9,000円でございます。多子世帯の経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、実施している多子世帯に対する学校給食費助成の対象世帯を平成29年度から中学生以下の兄弟姉妹が3人以上いる世帯まで、拡大してまいります。

一つ飛ばしまして、「アクティブラーニング実現（中学校のカバン掛け棚の整備）」でございます。こちらが2,534万4,000円でございます。現在中学校の授業では、机の並びかえを行い、通常授業の体型からグループ討議の体型にスムーズに変えられることなど、アクティブラーニングが実現できる環境整備が求められているため、机の横に掛けてあるカバンを掛けるための棚を教室の後ろに設置してまいります。平成29年度は、中学校8校でモデル実施を行います。

続きまして、基本方針4「生涯にわたる豊かな学びを支援します」でございます。

「新宿図書センター解体及び新宿図書サービスコーナーの設置」で、2,518万4,000円でございます。こちらは葛飾赤十字産院移転建てかえに伴い、移転用地となっている新宿図書センターを解体してまいります。葛飾赤十字産院内図書館開館までの期間は、新宿憩い交流館内に臨時の図書サービスコーナーを開設し、予約資料の貸出、返却等の業務を行います。

次に、「博物館展示事業の充実とプラネタリウムの改修等」で、4億1,233万7,000円でございます。郷土と天文の博物館における展示事業の充実として、平成28年度に引き続き、博物館ボランティアや区民との協働を進めながら、区民ニーズに考慮した新たな「テーマ」や「切り口」で、特別展示室での6回の展示など、様々な展示事業を実施してまいります。29年11月から30年5月までの期間で、プラネタリウムの投影システムを、最新技術を搭載したものに更新するほか、スクリーン、座席、カーペットも一新し、より快適な環境で一段とクオリティの高い番組を楽しめるようにするとともに、天文展示室についても、大型モニターを導入し、天文ボランティア等によるミニ講座ですとかイベントなどを随時実施できるように整備いたします。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、7ページをごらんください。「スポーツ施設の利用しやすい整備」でございます。こちらについては、8億1,736万9,000円でございます。奥戸総合スポーツセンター陸上競技場のトラック舗装を全面改修して、現在の直走路8レーン、曲走路6レーンを全走路8レーン化するとともに、フィールドの人工芝張りかえ、サッカーコートのタッチラインを105メートル、ゴールラインを68メートルに拡張。ウォーキング・ランニングコースの新設に向けた準備、計画的なスポーツ施設の改修等、安全で快適にスポーツができる環境を整備してまいります。また、フィットネスパーク構想に基づき、水元中央公園内に新たなテニスやサッカー、少年野球等ができるスポーツ施設を整備し、平成30年度の供用開始に向けた準備を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明について質問等がございますでしょうか。

齋藤委員。

○齋藤委員 「アクティブラーニングの実現」の中学校のカバン掛け棚の整備のところ、8校でモデル実施ということになっているのですけれども、必要な総数は小・中合わせてどのくらいあるのか、教えてもらいたいのですが。

○教育長 学務課長。

○学務課長 まずは中学校の全教室に入れていきたいということで計画を立ててきました。通常学級の数が263前後でございますので、こちらのほうに入れていきたいという計画です。

ちなみに小学校まで入れますと、661クラスということになってまいります、取り急ぎ、29年度については中学校からという形で考えてございます。

○齋藤委員 ちょっとわかりにくいのですけれども、中学校の教室でこういうふうにかばんを置けるところがなくて、つくらなくてはいけないという教室が263あるということなのか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 失礼いたしました。中学校の全教室が今263教室ということなのです。我々としては基本的に全校に入れていきたいと、全校、全教室に整備していきたいと考えてございますけれども、取り急ぎ29年度については8校をモデル実施という形でやっていきたいと考えてございます。

○教育長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうすると必要なところについては、選んでこれからやるけれども、必要ではないところもあるかもしれない。教室は263あって、とにかくモデルで実施して、ほかについても整備しなくてはいけないところをこれから把握して、きちっとやっていきたいということなのか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○教育長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいま学務課長から、教育費の予算に関する概要を説明していただきました。それぞれの骨子にのっとり基本方針に基づき事業を推進していく。特に28年度に体験し、経験したものを、さらに充足感が図れる。そういう意味では今齋藤委員がご質問されたアクティブラーニングでの便を供するという部分で、段階的に、恐らく年次を追って整備をしていくのだということですね。

それから、にほんごステップアップ教室の設置。ことしもまた大きな事業になろうかと思うのですが、また、何よりもうれしかったのはプラネタリウムの改修等が入ったことで、これは都内を見ましてもやはり大事な施設でございます。子どもたちにとって夢や希望を与える施設ですので、そういった部分でも、ぜひアピールし、推し進めていただきたいと思います。

以上が感じたところで、総論としては非常によくできた密なものがございますので、コメントさせていただきました。以上です。

○教育長 いかがでしょうか。そのほか何かご質問ありますか。

日高委員。

○日高委員 2点だけ。1点は、2ページの地域英語教材の活用についてです。28年度に開発されたと記載がありますが、これは副読本的に全児童に配付できるような仕組みになっているのでしょうか。

もう1点、3ページの校長室の職員室隣接化です。大変うれしいですね。教員の掌握ができていないというのもあると思うのですけれども、緊急事態発生の際に、全教員に指示をしなければいけませんから、そういう意味では隣接化に大賛成です。大変すばらしい発想だと思います。緊急事態に即対応できるような動線を築くということは本当に大切だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますというお願いです。

○教育長 指導室長。

○指導室長 それでは、2ページの(5)「地域英語教材の活用」の経緯につきましてお話をさせていただきます。配付につきましては、小学校6年生から中学校3年生までの対象学年の児童・生徒になります。

またそのほかにも、今後3年生以上も外国語活動が入ってくることと、それからせつかくの地域の学びということですので、DVDも作成してもうすぐ配付ができるということですから、各学校のほうにはある程度の数を送って、担任及び教員のほうから、配っていない児童に対しても、指導ができるようには、今備えているところでございます。以上です。

○日高委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか。

学務課長。

○学務課長 校長室と職員室の隣接化のお話がありましたけれども、各校ごとの実状などを踏まえながら、教職員との協議を鋭意進めまして整備していきたいと考えております。

○日高委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 教育研究指定校を、自分なりに精力的に見ようと思って行っているのですけれども、現場に行きますと、これまで行かなかったことを反省するぐらい、素晴らしい取組みだと感じています。

こちらの主要事業概要に説明がないのですが、予算執行の中ではどこの予算として計上されているのか教えていただければありがたいのですが。

○教育長 指導室長。

○指導室長 こちらのほうの主要事業概要ではなく、予算書の冊子になりますけれども、42ページに教育費の教育総務費の「1 学校教育活動指導経費」のうちの(5)「教育研究奨励事業費」の「① 教育研究指定校経費」ということで、693万6,000円ということで予算立てしております。

なお指定校20校となっておりますのは、1年目、2年目それぞれ10校ずつの合計20校ということを考えてございます。

○齋藤委員 ここは重なっているということですか。

○指導室長 そうです。2年続けて研究をやっていただきますので。

○齋藤委員 10校10校で。

○指導室長 そうです。以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決といたします。

それでは、議案第2号「平成28年度葛飾区一般家計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」について、上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、議案第2号「平成28年度葛飾区一般家計補正予算(第4号・教育費)に関する意見聴取」でございます。別添の予算案について、異議がない旨を区長に回答したいと考えてございます。

それでは、添付してございます補正予算書の第4号の10ページをごらんください。

まず区分の5「学校施設環境改善交付金」でございます。こちらについては、1億9,523万円の減額でございます。学校施設の整備費等の補助でございます。

続きまして、区分の6項目下の「3 非構造部材耐震事業費」でございます。こちらが2,200万円の減額。こちらも学校施設整備費の補助でございます。両者とも後ほど説明させていただきますけれども、工事費の減等により、補助金等の還付交付金の減額を行うものでござい

ます。

続きまして、一番下の「指定寄附金」をごらんください。「2 奨学資金積立基金寄附金」でございます。こちらについては寄附をいただきました42万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、12ページをごらんください。今ご説明いたしましたように減額の部分でございますけれども、「学校避難所整備経費」について、工事費の減等により、「外壁改修工事費」を1億5,300万円減額するものでございます。

続きまして、14ページをごらんください。「積立金」でございます。「1 奨学資金貸付経費」でございます。こちらについては、奨学資金の積立基金積立金の積立を行うために42万8,000円。「2 教育施設整備積立基金積立金」への積立を行うために、30億円を計上させていただいているものでございます。

続きまして、16ページをごらんください。「1 小学校維持管理経費」でございます。「校庭人工芝生化経費」でございます。こちらについては「堀切小学校第二校庭整備経費」の経費につきまして、入札不調によって工事が延期されることから、「繰越明許費」を設定するものでございます。詳細については19ページに記載してございますので、後ほどごらんください。

続きまして、18ページをごらんください。「1 中学校維持管理経費」でございます。(1)の「校庭人工芝生化経費」でございます。「堀切中学校校庭整備経費」につきまして、工事の延期のため、1億2,146万7,000円を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について質問ございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり可決といたします。

議案第3号「職員の退職管理に関する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、本案の提案理由でございますけれども、地方公務員法に定める退職管理に関しまして必要な事項を定める必要があるため、提出するものでございます。

具体的には2点ございます。1点目ですけれども、資料の2枚目をごらんください。1点目は営利企業等に再就職した管理職員を対象として、現職の職員に対し契約や処分等の事務に関して、職務上の行為をするように要求または依頼することを禁止するものでございます。

2点目ですけれども、離職後2年間において営利企業等に再就職した管理職員を対象とし

まして、再就職先等の情報を葛飾区教育委員会へ届け出ることを義務づけるものでございます。

なお本条例は公布の日から施行し、公布の日以降の退職者から対象となるものでございます。公布が平成29年3月27日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、本件について何か質問はございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決といたします。

議案第4号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第4号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてでございます。本条例は平成29年4月1日に施行するものでございます。改正内容についてご説明いたしますので、資料を2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず初めに、第11条「育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限」において、対象となる子の範囲が拡大され、「特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子」などを加えます。

裏面をごらんください。次に11条の2「職員の超過勤務の制限」において、これまで「3歳に満たない子の育児を行う職員」を対象職員としておりましたが、これに「要介護者の介護を行う職員」が加わります。

次のページをごらんください。第18条「介護休暇」において「介護される者の範囲」を、これまで国の設定する範囲に合わせていたものを東京都が設定する範囲に統一いたします。

また新たに18条の3として、「介護時間」制度を新設します。「介護時間」とは職員が要介護者の介護をするため、「連続する3年内の期間内において1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる」制度でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの件についてご質問はございますか。

特にないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決といたします。

議案第5号「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

中央図書館長。

○**中央図書館長** 「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」でございます。別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

1枚おめくりください。提案の内容でございますが、葛飾区立中央図書館分館、葛飾区立新宿図書センターを平成29年10月1日から葛飾区教育委員会規則で定める日までの間、休館とするものでございます。

条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

内容は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明についてご質問はございますか。

塚本委員。

○**塚本委員** 1点だけ。既に日赤産院の移転に伴うものという理解なのですが、やはりいわゆる活字離れが昨今叫ばれているこの世の中ですので、図書館の活用という部分で、区民の方への周知方、ご不便をかけますということで、それに関しては例えば返却ポスト等の設置もございましょうし、そういったことでほかの利便性のあるところのご案内も兼ねた周知活動をぜひお願いしたいと思っております。お答えは結構です。

○**教育長** そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決といたします。

議案第6号「葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針」について、上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** 議案第6号「葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針」でございます。提案理由でございますけれども、葛飾区教育委員会の教育目標及び基本方針を定める必要があるため、本案を提出いたします。

それでは、1枚目をごらんください。まず、「葛飾区教育委員会の教育目標」でございます。

二つ目の段落をごらんください。「葛飾区教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、品性や体力を育み、豊かな人間性と人格を兼ね備えた次代を担う人間となれるよう、次に掲げる五つを目標にして、『知・徳・体』の総合的な力である『人間力』の育成に向けた教育を推進」

いたします。

まず一つ目でございます。「自ら学び、進んで行動する自立した人間」。二つ目でございます。「豊かな心と健康な体を備えた健全な人間」。三つ目が「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもった人間」。4点目が「勤労と奉仕の精神に富み、社会に貢献する人間」。五つ目が「我が国と郷土葛飾に誇りと愛着をもち、国際社会に生きられる人間」。こちらを教育目標にしたいと考えてございます。

1枚おめくりください。次に、葛飾区教育委員会の基本方針でございます。葛飾区教育委員会は、今掲げました「教育目標」を達成するために、「かつしか教育プラン 2014～葛飾区教育振興基本計画～」に掲げた「かつしかっ子宣言」による人づくりを学校・家庭・地域・行政が総ぐるみで展開するとともに、四つの「基本方針」に基づき、主要施策を総合的に推進し、区の教育振興の一層の発展を図っていききたいと考えてございます。

まず基本方針の1「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」。基本方針の2「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して取り組みます」。基本方針の3「子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」。基本方針4、「生涯にわたる豊かな学びを支援します」という四つの基本方針を決定したいと考えてございます。

なおこちらにつきましては、今までは単年度で設定をしておりましたけれども、今後は年度の制限を設けず、改正までは有効としたいと考えてございます。また「教育プラン2019」の策定の際に当たっては、教育大綱等新たな要因も出てございますので、そういったものとの整合性も図りながら、今後この教育目標、それから基本方針については詰めていききたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決といたします。

議案第7号「葛飾区立東金町小学校改築基本構想・基本計画」について上程いたします。
学校施設整備担当課長。

○学校施設整備担当課長 それでは、議案第7号「葛飾区立東金町小学校改築基本構想・基本計画」について、ご説明をいたします。

提案理由でございますけれども、葛飾区立東金町小学校改築基本構想・基本計画を策定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

別紙として添付してあります「葛飾区立東金町小学校改築基本構想・基本計画」につつま

しては、1月16日の教育委員会に「基本構想・基本計画（案）」として報告をした後に、区議会文教委員会に報告、また1月24日には東金町小学校近隣住民の方への説明会を開催し、「基本構想・基本計画（案）」についてご意見を伺ってまいりました。

近隣住民の方からは近隣マンションと新校舎がどのぐらい離れることになるのか、新校舎の高さがどのぐらいになるのか、改築後の校庭からの砂塵対策は検討しているかなど、工事中や工事後の近隣への影響に関するご質問などがありましたけれども、新校舎の配置場所など基本構想・基本計画の内容や改築工事そのものに反対するようなご意見はございませんでした。

この結果、今回議案として提出いたしました「葛飾区立東金町小学校改築工事基本構想・基本計画」につきましては、項目や内容など、1月の教育委員会でご報告いたしました「基本構想・基本計画（案）」から変更した箇所はございませんので、内容の説明は割愛をさせていただきます。

議案第7号「葛飾区立東金町小学校改築基本構想・基本計画」についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○**教育長** それでは、ただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 近隣住民から砂塵の質問があったということなのですが、それで問題はなかったということなのですが、そのやりとりの中でどのように理解をいただいたのでしょうか。

○**教育長** 学校施設整備担当課長。

○**学校施設整備担当課長** ご意見としては、通りの方などで今校舎が建っているところが開けるような形になりまして、ちょっとご自宅のほうに砂が飛んでくることになるのではないかといったご質問でした。

その際には、例えばほかの学校、既にある学校でもいろいろと砂塵についての課題というのがあり、例えば砂塵のネットを設けるとか、堀切小学校・中学校で計画しているような人工芝というような形で、さまざまな対策をとっているということで、改築に当たっても当然砂塵等の対策をとりながら、校庭については整備をしていきますという形でお答えをさせていただきます。

○**教育長** よろしいですか。そのほか。塚本委員。

○**塚本委員** 齋藤委員が危惧されたように、やはり地域住民あつての学校ということでございます。特に今、学校施設整備担当課長のほうから報告いただきました1月16日の本委員会でも十分に検討させていただきました。特に住民、あるいは平成25年ぐらいから都合4回ぐらい地域住民の方と懇談会を持ち、そうした部分で集大成したものという理解ですので、ぜ

ひ押し進めていただき、特に急増する子どもたちが一番予測される地域でございますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。以上です。お答えはよろしいです。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決といたします。

それでは、引き続き報告事項等に移ります。

報告事項等1「平成29年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」説明願います。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「平成29年度葛飾区奨学資金奨学生採用候補者の決定について」でございます。こちらにつきましては審査会において、選考の結果、下記のとおり採用候補者を決定したため報告するものでございます。

記書きの中をごらんください。まず「対象者・募集人員」ですけれども、「高校等の進学予定者50人程度、高校等に在学中の者等若干名」を予定してございました。

「応募状況」ですけれども、高校等の進学予定者が39人、28年度は36人。(2)の在学中の者等はゼロ人、28年度は1人でした。合計39人、28年度は37人です。

次に、3の「採用候補者の決定」でございますけれども、採用候補者38人、28年度は35人。不採用が1人、28年度は2人です。採用候補者の内訳ですけれども、公立が28人、28年度は23人。私立が10人、28年度は12人。高校等の進学予定者は38人、28年度は34人。高校等に在学中の者ゼロ人、28年度は1人でした。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明について何か、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に質問等もないようですので、報告事項等1を終了いたします。

報告事項等2「葛飾区立上千葉小学校体育館建築その他工事の進捗状況について」願います。

学校施設課長。

○学校施設課長 それでは、報告事項等2、葛飾区立上千葉小学校体育館建築その他工事の進捗状況について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料の1枚目をごらんください。

それでは、1番の「現状」でございます。本件工事は平成28年初めに着工しておりまして、平成29年の4月には新体育館と屋外プールが完成、続いて既存体育館の解体工事に着手をし、同じく平成29年7月に完了する予定としていたところでございます。

しかし工事に着手し地面を掘削したところ、地下水が多量に発生したため、建物の基礎の施工方法を変更いたしました。また、横浜市の民間マンションの杭打ち工事における施工データの改ざんが発生したことを受けまして、国土交通省より適正な施工の確保に関する告示が発出されたため、これに基づく厳格な施工管理が必要になり、この二つの理由から当該工事の工期を平成29年10月まで延伸することとなりました。

続きまして、2番「今後の予定」でございます。今回の工期の延伸に伴い、授業に支障が出ないように、プールと体育館アリーナの使用を開始したいとの学校要望がございました。そこで、プールと体育館アリーナの工事を先行して完成させ、部分的に使用ができるように工程を調整いたしました。

これらの使用が開始できる時期は屋外プールが平成29年7月から、体育館アリーナは平成29年9月からを予定しております。また平成29年10月に予定しております小学校の運動会を実施した後、既存体育館を解体した跡地を含めて、校庭の改修工事を予定しております。

最後に、3番「参考配置図等」も別紙で添付してございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 それでは、今の説明について質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、質問がないようですので、報告事項等2を終了いたします。

報告事項等3「就学援助認定基準等の変更について」、お願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、報告事項等3「就学援助認定基準等の変更について」、ご報告させていただきます。

まず1の「経緯」でございます。就学援助のうちの準要保護の認定につきましては幾つか要件がございますけれども、そのうち世帯全員の総所得金額の合計が基準額に満たない場合というのがございます。この基準額ですけれども、生活保護の支給額等を準用して算定するわけでございますが、この算定に用いる額の一つに住宅扶助の額があるわけでございます。

この額は、前年に区内で住宅扶助を受給している、生保で受給している世帯に対して、給付いたしました住宅扶助の額の平均額を用いて算定するわけでございますけれども、現在は住宅扶助の受給の全世帯を対象に平均額を算出しているわけでございます。当然この中には単身の世帯ですとか、学齢児童・生徒のいない世帯というのが含まれてございまして、今般この算出方法を改めまして、より実態に即した算定にするというものでございます。

またもう一つ今回の変更に関しまして、就学援助の支給費目の中に、小学校と中学校の入学時に必要な「新入学生徒学用品費」というのがございます。現在これが実際に、小・中学校に入学後の8月に支給をさせていただいているわけでございますが、今後このうち中学校

分につきましては、実際に入学用品をそろえる期間に利用できるよというこことで、支給時期を変更するといふものでございませう。

今申し上げたことを詳しく「内容」として2番に書かせていただいございませう。こちら、先ほど申し上げた(1)「認定基準の変更」につきましては、現行、前年中の住宅扶助の総支給額を支給延べ世帯数で割り返しまして、平均額を求めていますところを、変更後は前年中の就学中の児童・生徒を含む世帯、こちらへの総支給額を、支給延べ世帯数で割り返して平均額を求めていくといふものでございませう。

なお参考として載せさせていただいているところですが、こちらの変更により、どのぐらい認定者が増加するかといふところを、平成27年度の実績ベースで試算をさせていただいございませう。現行、まず基準額の住宅扶助の平均額そのものが月額45,300円といふところを、27年9月の数値、これをもとに試算したところ、変更後の考え方を適用しますと月額54,200円といふこことで、約1万円ぐらい上がっていくといふことになります。

その結果、非認定。今まで認定されていなかったから、費目の認定、準要保護の費目認定に該当する方が160名ほど。それから準要保護の中でも、費目の認定からさらに適用支給される範囲が大きい準要保護の一般の認定に係る方、こちらに該当する方が370名ほどの増といふこことで結果が得られてございませう。

次に(2)、新入学生徒の学用品等の「支給時期の変更」についてですが、こちらは現行、先ほど申し上げたとおり中1、4月で認定申請をしていただき、その後認定され、8月に支給といふ流れになるのですけれども、変更後は中学入学前の小学校6年生の3月に支給していこうと。小学校の認定者に支給していこうといふものでございませう。

なお小学校6年生時に支給実績のない新たに中1で認定された方については、従来どおり8月に支給をしていくといふことを考えてございませう。

いずれも3の実施時期、平成29年4月からといふこことで予定してございませう。

説明は以上でございませう。よろしくお願いいたします。

○教育長 では、ただいまの説明についてご質問がありますか。よろしいですか。

それでは、報告事項等3を終了いたします。

報告事項等4「多子世帯の給食費補助制度の対象範囲の拡大について」お願ひします。

学務課長。

○学務課長 それでは、引き続き報告事項等4「多子世帯の給食費補助制度の対象範囲の拡大について」、ご報告させていただきます。

まず1の「概要」でございませう。こちらは本制度につきましては、平成25年度から多子世帯に対する経済的負担の軽減策といたしまして、小・中学校に3人以上のお子さんが在籍している世帯に対し、第3子以降の児童・生徒の学校給食費の支援を行ってまいりました。

これまでも制度の充実を図りまして、対象者の拡大を行ってきたところでございますが、このたび、多子としてカウントする算出対象の範囲を小・中学校生に限定せず、未就学の子どもまで広げていこうというものでございます。

次に、2の「これまでの対象範囲拡大の経過」をご報告させていただきます。まず事業開始時、平成25年度には申し上げましたとおり、区立小・中学校に3人以上の子どもが在籍している世帯を対象に、第3子以降の給食費を全額補助するというものでございました。

26年度には兄姉、お兄さんお姉さんが区立以外の小・中学校に在籍している世帯で、第3子以降の子どもが区立の小・中学校に在籍している場合は、こちらを対象といたしまして全額助成。それから平成27年度には、第3子以降のお子さんが区立以外の小・中学校に通っていても、それを兄姉、お兄さんお姉さんが区立小・中学校に在籍していれば、そちらに振りかえて補助をしていくと。そんな形での対象拡大を図ってきたところでございます。

それで3番ということで、今回の対象の拡大でございますけれども、未就学児を含んだ中学生以下の子どもが3人以上いる世帯を対象世帯といたしまして、補助対象となります第3子以降のお子さんが未就学児の場合は、区立の小・中学校に在籍している第1子・第2子、お兄さんお姉さんですね、こちらのうち、お1人でしたらば低年齢のほうから振りかえ、もう1人いればさらに上の子にという形で、振りかえの助成をしていくというものでございます。

3、「今回の対象範囲拡大」ということでございますが、(1)といたしまして「補助対象予定者数」。28年度の予算の予定人数との比較になりますけれども、小学生で2,434人、28年度の当初予算積算時との比較で1,649人の増。中学生で116人というところで、同じく28年度当初予算比較で105人の増。全体で2,550人を見込んでおりまして、1,754人の増ということでございます。

次に、(2)の「申請手続き等の変更」でございます。恐れ入りますが、裏面のほうをごらんいただければと存じます。

左側が現行の手続の流れになりますけれども、現在は4月の初旬から中旬にかけて、学校を通じて対象世帯に申請書類を配布させていただきまして、5月の下旬に補助金の交付決定通知を発送、その後、6月の下旬には学校からの請求に基づきまして、給食費を管理する校長口座のほうに補助金を支払うといった流れをとってございました。

変更後ですけれども、対象がふえてまいりますので、まず対象の抽出に非常に時間がかかってまいります。そのため、対象世帯への申請書送付時期が、まず5月初旬を見込んでおりまして、これまで学校経由だったものを直接保護者のほうに郵送させていただこうと考えています。その後、申請書を郵送ですとか学務課の窓口へ提出していただきまして、審査を行った上で6月の下旬に交付決定。それから1学期に実際に食べた実績額を8月に保護者の口

座に振り込んでいくと、こういった処理を各学期ごとに行っていきたいと考えてございます。

表面に戻っていただきまして、最後4の「実施予定時期」でございますが、こちらについても平成29年4月からということで予定してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、ただいまの説明について、何かございますでしょうか。

はい、では大里委員。

○大里委員 先ほどの就学援助と合わせまして、このように対象の範囲が広がったり、増額していただけるというのは大変ありがたいことだと思います。先ほどの入学準備金も入学前の3月に支給していただけるということです。こういった対象が広がりますと、いろいろ作業もふえてまいりますと思いますけれども、抽出漏れ、申請漏れのないように周知のほうも徹底していただいて、ぜひ続けていっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 そのほか。

はい、塚本委員。

○塚本委員 今、大里委員がくしくもおっしゃったとおりなのですが、特に2番の「これまでの対象範囲拡大の経過」がございましたが、年次を追っていきますと非常に拡充しているのはよろしいですけれども、抽出するための事務作業というのは大変だと思いますので、そこで差異が出ないことをお願いしたいのと、やはり我が国の就学支援を拡充するのだという基本方針にのっとりしておりますので、大変な作業だと思いますけれども、推し進めていただきたいと思います。以上です。

○教育長 学務課長。

○学務課長 1点、委員さんお2人からお話が出ましたので、抽出漏れの話ですけれども、対象の方には申請書を送らせていただくのですが、それ以外の児童・生徒さんにも、こちらの制度変わりましたということでのチラシ等を配らせていただいて、制度の変更自体は全ご家庭に届くような形をとりたいと思っています。

また、広報誌等にも載せていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

では天宮委員。

○天宮委員 感想だけ。先ほど皆さんおっしゃられたように、この少子化の中でこれだけ対象が、緩和され、拡大されるというのは実にいいことですし、多子世帯、今、葛飾でも結構いらっしゃると思いますけれども、わずかながらでもメリットというか、ベネフィットがあるのは望ましいので、すばらしいことかと思えます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

それでは、報告事項等4について、終わります。

続きまして、報告事項等5「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」、説明をお願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「学校支援総合対策事業（にほんごステップアップ教室等の設置）の進捗状況について」、ご報告させていただきます。

まず、本事業ですけれども、中期実施計画に基づいて実施するものであります。本日はその進捗状況をご説明させていただきます。

2の「進捗状況」、こちらは平成29年1月末日現在のものです。（1）『「にほんごステップアップ教室」に求められる役割や指導体制について』です。役割としまして4点に整理いたしました。①「来日直後の児童・生徒、保護者の初回面接、見立て、判定」、②「日本語指導が必要な児童・生徒への初期指導」は「にほんごステップアップ教室」への来所型の初期指導。「その他学校の依頼に基づく日本語指導員の派遣」を検討しております。③「日本語指導が必要な児童・生徒、保護者への教育に関する相談機能」です。相談によって、総合教育センターのいじめや不登校、特別支援教育の専門性、または文化国際課の外国人生活相談と連携、協力体制をとっていくことを考えております。④「学校からの要請に基づく支援」としまして、日本語指導等に使う教材、教具などの資料収集を考えていきます。

続きまして、（2）「日本語学級に求められる役割や指導体制について」です。求められる役割をJSLカリキュラムに基づく各教科の授業に日本語で参加できる力の育成とし、「特別の教育課程」による日本語指導を実施します。指導体制は、都費で日本語指導担当教員が学級数に応じて配置されます。

次に（3）「小・中学校に求められる役割や指導体制について」です。求められる役割として、教科内容に関連した内容が理解できるようになり、授業にも興味を持って参加しようとする段階であることから、在籍学校が必要に応じて支援を行います。指導体制として、全校に日本語指導コーディネーターを設置し、集合研修を行うことで、各校の専門性の向上を図るとしました。さらに日本語指導コーディネーターを中心とした校内体制、支援会議の開催や特別の教育課程の作成などですけれども、そちらの充実も図っていく予定でございます。

（4）「その他」についてです。来日等から適応までの流れを示すとともに、日本語指導体制連絡協議会や日本語指導体制連絡会の設置、双葉中学校夜間学級や文化国際課との連携等について留意する必要があると考えております。

A3版の資料をごらんください。「平成30年度以降の葛飾区における日本語指導が必要な児童・生徒への学習支援体制」をごらんください。ここに概要をまとめてございます。A3版資料右側の右下ですけれども「支援の流れ」と、A4版の裏面をごらんください。来日等

からの支援の流れを示しております。

「JSL評価参照枠」という言葉について、まずご説明させていただきます。裏面の参考1「JSL評価参照枠<全体>について」をごらんください。「JSL評価参照枠」とは、文部科学省が示す日本語の力の段階を6段階の「ステージ」に分け、総合的かつ多面的に記述したものです。ステージ1から2については、葛飾区では「にほんごステップアップ教室」における初期指導を想定しております。ステージ3から4につきましては、日本語学級における指導を想定しています。なおステージ4から6については、小・中学校の在籍校を想定しております。

それでは参考2をごらんください。「対話型アセスメント(DLA)について」の説明でございます。ステージ3以上と思われる児童・生徒について、判定を予定しております。

次に1ページにお戻りください。3番の「今後の予定」です。日本語指導の在り方検討委員会を引き続き年4回程度開催し、具体的な支援の流れや指導内容等について検討を行います。

なお、「にほんごステップアップ教室」については、平成30年度の試行設置を目指していきます。

日本語学級につきましては新小岩学園松上小学校、中之台小学校、新小岩学園新小岩中学校の日本語学級の教室整備及び東京都への設置申請を行い、平成30年度の設置を目指してまいります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について質問ございますでしょうか。

天宮委員。

○**天宮委員** 例えばほかの諸外国では、こういう試みというのはあるのですか。例えば先進国、ドイツであったりとかイタリアだったりとかですね。

○**教育長** 指導室長。

○**指導室長** 申しわけございません、他国については今のところちょっとまだ調べていない状況なのですが、ただ、海外へ行って視察をされた先生方の情報で、この手のお話を耳にしたことは、私はございません。

○**天宮委員** ないですか。今は難民問題等ありますけれども、わかりました。ありがとうございます。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

大里委員。

○**大里委員** この事業、大変注目しております。ぜひ平成30年からの実施体制を整えていただいて、おくれないように、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

それでは、報告事項等5については終了いたします。

報告事項等6「葛飾区いじめ問題等相談事業（土曜日相談）の試行結果について」、お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「葛飾区いじめ問題等相談事業（土曜日相談）の試行結果について」、ご報告させていただきます。平成26年9月から試行で始めました土曜日のいじめ相談について、約2年間の試行結果を検証し、今後の対応をご報告させていただきます。

試行では、相談日を葛飾教育の日の土曜日としました。相談時間は午前9時から午後5時まで、電話相談のみで相談を受け付けてまいりました。土曜日相談の周知につきましては、葛飾区ホームページや「広報かつしか」で広く周知してまいりました。また「思いやりカード」や「いじめ撲滅ポスター」を通じて、全児童・生徒に向け周知を徹底してまいりました。

土曜日相談では約2年間を通じていじめの相談はなく、特別支援教育などセンターの事業や病院など、他の機関の問い合わせが多くありました。この傾向は今後も続くと思っております。そのため、土曜日相談については試行を取りやめたいと考えております。

今後のいじめ相談につきましては、ホームページのメール相談などの継続活用や都の相談センターとの連携により、相談機能の充実を図ってまいります。また訪問型の不登校対策支援の中でいじめの発端を早期に発見し、いじめ問題の解決を図っていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、質問等ございますか。よろしいですか。

では、廃止ということで進めていきます。

続きまして、報告事項等7「学校教育支援システムの導入について」。

指導室長。

○指導室長 それでは、学校教育支援システムの導入につきまして、ご報告をさせていただきます。現在の葛飾区立総合教育センターでございますけれども、この業務は平成25年度以前には学務課が就学相談、指導室に専門家チーム派遣や検査、総合教育センターで教育相談、適応指導等を担当しておりました。一方、児童・生徒やその保護者等の支援を受ける側からすると、最初の相談からさまざまな支援を受けるまで、切れ目のない一貫した相談や支援が望ましいと考えております。

このため、平成26年度からは、これらを一括した体制の総合教育センターとして、組織整備を実施してまいりました。しかしながら、相談や検査などの情報は従来の紙で、担当専門職ごとに個別に情報が管理されている現状がございます。こちらにつきましては基本情報等

に重複が多く、なかなか作業に時間を要しておりまして、非効率な面が残っているというのが現状でございます。

そこで2の「導入の目的」でございますけれども、本システムを導入しまして、情報・記録の重複を避け、各専門職の情報を統合、結合させて、相談履歴などの必要情報の即時入力を可能に編成し、円滑に能率よく支援を進めていくものでございます。

なおこちらのほうの「開発経過と今後の予定」でございますけれども、平成28年9月から29年3月までがシステム開発期間。3月にシステム検証と職員習熟期間を設定しまして、細かな修正を予定。次年度、平成29年4月からは本稼働の予定でございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について何か質問ございますか。

塚本委員。

○塚本委員 ご提案は十分理解できましたし、大事なことなのですけれども、特に教育センターの今後の予定。昨年の9月から今年の3月に向かってシステム開発期間とございますけれども、ちょっと私、勉強不足なものですから、これに関するような市販のソフトが、導入できるようなソフトがあったのか。独自にそういったシステムを開発されたのかというのが1点。教えていただきたい。

○教育長 指導室長。

○指導室長 こういうシステムにつきましては、もともとある業者のほうで一定のシステムはお持ちなのですけれども、こちらのほうからリクエストをしまして、その要求にお応えしてもらった部分につきましては、改善・修正を図っていただいているところでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。安心しました。システム開発となりますと、立ち上げから使用開始まで非常に時間がかかりますから、そういう部分でこの短期間にそこまで周知徹底して、なお4月に本稼働に至ることができるのですね。

ただ1点だけ、やはり今のマイナンバーとは違いますけれども、個人情報の取り扱いだけは十分をお願いしたい。質問ではなくて、強くお願いしたいと思います。

○教育長 大事なことです。よろしくお願いいたします。よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

はい、それでは報告事項等7を終了いたします。

報告事項等8「第4回（平成28年度）かつしか郷土かるた全区競技大会の実施結果について」、説明を願います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、報告事項等8、「第4回（平成28年度）かつしか郷土かるた全区競技大会の実施結果について」、ご報告をさせていただきます。昨日開催いたしました、

お忙しいスケジュールの中、皆さんにご参加いただきましてありがとうございました。おかげさまで無事に終了することができました。感謝申し上げます。

大会要項は1枚めくっていただきますと裏面に書いてございますが、きのうの10時から12時半までということで実施いたしました。

出場地区数、出場地区の内訳でございます。3年生の部・4年生以上の部とも17地区、18チームの出場となっております。奇数になりましたので遊んでしまうところがないように、前年優勝地区から2チームということで、3年生の部では新小岩北地区、4年生以上の部では南綾瀬地区から2チーム参加ということで行いました。実は、四つ木地区が予定をしていたのですが、最終的にちょっと準備が整わないということで、残念ながら17地区での地区参加ということになってしまいました。

4番の成績でございます。小学校3年生の部では優勝は金町地区、それから準優勝が新小岩北地区のⅡということになっています。第3位は南綾瀬地区。小学校4年生以上の部では優勝は新宿地区、準優勝が立石地区、第3位が新小岩北地区ということになっております。

めくっていただきますと2枚目の表面、別紙2ということで、横の表に得点表と成績がございます。3年生、4年生以上の部とも非常に接戦でございまして、3年生の部では第1位から第3位のところは得点差が1点しかないということ、それから2位・3位は同点。下のほうの注書きにございますけれども、最終的に二つの要素が同率の場合には3試合目、直前の試合の取り札の差ということで2位・3位が決まったというような状況でございました。非常にどこの地区も準備をしてきたというか、接戦だったと思います。

表面に戻っていただきまして5番に、第4回目ですので1回目から3回目までの成績を記載してございますので、ごらんいただければと思います。

それから去年から一番最後の4ページ目、2枚目の裏面ですね。写真を抜粋で載せてありますけれども、ことしから持ち回りで優勝カップ等の用意をさせていただきました。かなり各地区で取組み等のポスターの展開をされておりますので、全区競技大会ですので少し奮発しようかということで、備品ということで、ことしから変えたという状況でございます。

それから最後の講評のところ、日本郷土かるた協会の山口理事長からもお話がございましたけれども、今回から2度優勝した者に対して、「かつしか郷土かるた名人」の称号を日本郷土かるた協会から授与するというお話をいただきました。これはチームということではなくて個人ということですので、3年生から出て入れれば最大4回のチャンスがあるのですが、2度勝てばその称号がもらえるということで、また一つの励みになるかと思っております。

いずれにしてもまだ二つの地区が未参加ということでしたので、30年度には、もう薄字で書かれる地区がないように、また地区名を欠くことがないように、未参加の地区にはこ

れから、来年度に向けて働きかけをしていきたいと思っています。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** それでは、ただいまの説明について質問等ございますか。

塚本委員。

○**塚本委員** 感想だけなのですが、全区競技大会に出場する子どもたちが非常に熱心に、この郷土かるたの読み札を持つことによって郷土愛といいましょか、いわゆる副教材的な部分もございます。それとやはり郷土かるたがこれだけ各地区でも普及して、特にかるたの作法でしょうか。札に始まって札に終わるという部分も、そういった意味では青少年育成委員の方たちですとか、それから地域の皆さん方との協働。年々参加人数がふえているというように伺ってございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

では、天宮委員。

○**天宮委員** 昨年、フェイスブックを見ていたらこの郷土かるたが大量に載っていました。親御さんたちが参加して、こうだあだということで、ものすごい盛り上がっていて、さすがに第4回を迎えて、本当に定着してきたなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますします。

○**教育長** よろしいですか。大里委員。

○**大里委員** 私も感想なのですが、今回、大会を拝見させていただきまして、児童の皆さんの態度も立派でしたし、応援の方々も多数いらっしゃっていて大変盛り上がってまして、よかったと思います。

そして葛飾について児童が学び、そして誇りを持っていてくれたらいいと思いました。

また、大会の準備をしてくださった方々、当日の運営をしてくださった方々、それから3年生にかるたの競技の指導をしてくださっている学校地域応援団や青少年委員の方々、地区予選を開催してくださっている地区委員会の方々、皆さん本当にありがたいと思います。

ぜひ今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

齋藤委員。

○**齋藤委員** 僕は今回、初めて行ってすばらしいなど、まず思いました。少し遅れて後ろから入っていったところ、もう何も見えないというぐらいたくさんの方がいらっしゃっていました。

昔よりも来る方もふえているのではないかと思うのですけれども、近いうちにテクノプラザの大ホールにおさまらなくなるかもしれませんね。皆さんカメラで撮影するのも、大変そ

うでした。

今後の課題として、会場をどこにするか、また椅子などの配置などを考えて、後ろのほうからも見えるようにする工夫など、何か考えていただければありがたいと思います。要望です。

○教育長 いかがですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長 今お話にありました会場の件なのですが、実は奥戸のエイトホールだとか、水元に新しい体育館ができたので、どうだろうというような議論はあったようなのですが、広さの問題等、最終的に今回は従来どおりテクノでの開催としました。

お話にございましたように、子どもたちを入れれば700人以上の人が入っていましたので、後ろが見えないような状況がありましたので、今後全地区が参加しますとそういう問題も出てくるだろうと思います。改めてその辺を課題にさせていただければと思います。

○齋藤委員 結構です。

○教育長 そのほかいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、報告事項等8を終了いたします。

ここで委員さんの皆様から何か意見等ありましたらお出してください。何かありますか。よろしいですか。

それでは、続きまして「その他」に入ります。庶務課長、一括して説明をお願いします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「その他」について説明させていただきます。まず1の「資料配付」でございます。

(1)『かつしかのきょういく』第132号でございます。児童・生徒の体力向上ですとか教育長の年頭所感、教育委員の紹介等について、掲載させていただいております。

続きまして、(2)「平成28年度葛飾区少年の主張大会記録文集」でございます。こちらについては最優秀賞、優秀賞、入選の発表内容について掲載をさせていただいているものでございます。

続きまして、2の出席依頼でございます。本日13件でございます。

まず初めに3月15日飯塚幼稚園の修了式でございます。日高職務代理者をお願いいたします。続きまして3月15日同じく北住吉幼稚園の修了式につきましては齋藤委員に。続きまして3月17日立石中学校卒業式については日高教育長職務代理者。また四ツ木中学校卒業式については齋藤委員。高砂中学校の卒業式については塚本委員。桜道中学については天宮委員。中川中学校については大里委員をお願いいたします。続きまして3月17日金曜日に双葉中学校の卒業式夜間の部でございます。こちらについては日高教育長職務代理者に。続きまして3月24日花の木小学校の卒業式については日高教育長職務代理者。白鳥小学校につきまして

は齋藤委員。松上小については塚本委員。渋江小については天宮委員。上小松小については大里委員にお願いいたします。以上が出席依頼でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、3の次回以降の教育委員会予定については掲載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成29年教育委員会第2回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 12時20分